

年会費規則

(規則の目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本総合病院精神医学会（以下「本会」という）の会員の年会費に関する事項を定めるものである。

(会費の金額)

第2条 本会の年会費は、会員資格により次のとおりとする。なお、功勞会員及び名譽会員は、年会費を納めることを要しない。

一 評議員会員 15,000 円

二 正会員 9,000 円

三 賛助会員 1口 30,000 円

(基準日)

第3条 前条の年会費は、本会の事業年度（毎年10月1日から翌年9月30日まで）の初日である毎年10月1日現在の会員の種別に従って定まるものとする。

(事業年度中途異動等の場合の会費)

第4条 本会の事業年度の途中の入退会の場合であっても、第2条の年会費の減額・免除・返還はしないものとする。

2 本会の事業年度の途中で会員種別の異動があった場合であっても、基準日の額を適用するものとする。

(退会の場合の会費)

第5条 会員が、理由の如何を問わず、本会の事業年度の途中で退会し、または除名されたとしても、支払い済みの年会費は、返還しないものとする。

(施行)

第6条 この規則は平成16年10月1日より実施する。

2 平成23年8月27日に改正し、同年10月1日より施行する。